

# 社会福祉法人巴会 定款

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスが、その利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第1種社会福祉事業

① 障害者支援施設の経営（あすなろの里）

#### (2) 第2種社会福祉事業

- ① 保育所の経営（山崎保育園）
- ② 保育所の経営（平和が丘乳児保育園）
- ③ 障害福祉サービス事業の経営（あすなろの里）
- ④ 障害福祉サービス事業の経営（阿波岐原通所センター）
- ⑤ 障害福祉サービス事業の経営（すてっぷ）
- ⑥ 障害福祉サービス事業の経営（こんぱす）
- ⑦ 障害児通所支援事業の経営（わかば園）
- ⑧ 介護サービス事業の経営（こんぱす）
- ⑨ 移動支援事業の経営（こんぱす）
- ⑩ 共同生活援助事業の経営（社会福祉法人巴会）
- ⑪ 一般相談支援事業の経営（社会福祉法人巴会）
- ⑫ 特定相談支援事業の経営（社会福祉法人巴会）
- ⑬ 障害児相談支援事業の経営（社会福祉法人巴会）
- ⑭ 療育等支援事業の経営（社会福祉法人巴会）
- ⑮ 地域活動支援センターⅡ型事業の経営（阿波岐原通所センター）

### (名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人巴会という。

### (経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

### (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を宮崎市山崎町浜川6番地に置く。

## 第2章 役員及び職員

### (役員の数)

第5条 この法人には、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 理事 7名
  - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名は、理事の互選により理事長となる。
  - 3 理事長は、この法人を代表する。
  - 4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族とその他特殊の関係がある者が、理事のうち1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。
  - 5 理事のうち1名は、理事の3分の2以上の賛同を得て、理事長が常務理事として任命する。
  - 6 常務理事は、理事長の命を受け法人の日常業務を処理し、理事長に定例的にその処理内容を報告する。
  - 7 理事長及び常務理事の職務権限は定款施行細則による。

### (役員の任期)

第6条 役員任期は2年とする。但し、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

### (役員を選任等)

第7条 理事は、評議員会において選任し、理事長が委嘱する。

- 2 監事は、評議員会において選任する。
- 3 監事はこの法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

### (役員報酬等)

第8条 役員報酬については、勤務実態に則して支給することとし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (理事会)

第9条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。但し、日常の軽易な業務は、理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、理事長がこれを召集する。
- 3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求があった日から1週間以内にこれを召集しなければならない。

- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。
- 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意志を表示した者は、出席者と見なす。
- 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否と同数の時は、議長の決するところによる。
- 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

- 第10条 理事長に事故ある時又は、欠けた時は、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。
- 2 前項の第1順位は、常務理事とする。
  - 3 前項の第2順位は、理事会の議決を得て理事長が任免する。
  - 4 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

- 第11条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。
- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び宮崎市長に報告するものとする。
  - 3 監事は、前項の監査を行った時及び必要があると認める時は、理事会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

- 第12条 この法人に、職員若干名を置くことができる。
- 2 この法人の設置経営する施設の長（以下「園長」という。）は、理事会の議決を経て理事長が任免する。
  - 3 園長以外の職員は、理事長が任免する。

### 第3章 評議員及び評議員会

(評議員会)

- 第13条 評議員会は、15名の評議員をもって組織する。
- 2 評議員会は、理事長が招集する。
  - 3 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評

議員会の召集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを召集しなければならない。

- 4 評議員会に議長を置く。
- 5 議長は、その都度評議員の互選で定める。
- 6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を聞き、議決することができない。
- 7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

#### (評議員会の権限)

第14条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
  - (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
  - (3) 定款の変更
  - (4) 合併
  - (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ）
  - (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
  - (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項
- 2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として評議員会の同意を得なければならない。
  - 3 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

#### (評議員の資格等)

第15条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験者である者で、この法人の趣旨に賛同して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

- 2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係があるものが3名を超えて含まれてはならない。

#### (評議員の任期)

第16条 評議員の任期は2年とする。但し、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の報酬等)

第17条 評議員の報酬については、勤務実態に則して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 評議員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### 第4章 資産及び会計

(資産の区分)

第18条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 宮崎市山崎町上原1060番地の2 (山崎保育園)	991.73㎡
(2) 宮崎市山崎町上原1054番地の1 (山崎保育園)	1,505.15㎡
(3) 宮崎市山崎町上原1054番地の3 (山崎保育園)	38.07㎡
(4) 宮崎市山崎町上原1054番地の4 (山崎保育園)	42.00㎡
(5) 宮崎市山崎町上原1055番地の1 (山崎保育園)	1,808.52㎡
(6) 宮崎市山崎町上原1055番地の5 (山崎保育園)	60.00㎡
(7) 宮崎市山崎町上原1055番地の8 (山崎保育園)	46.52㎡
(8) 宮崎市山崎町上原1049番地の2 (山崎保育園)	13.00㎡
(9) 宮崎市山崎町四郎房902番地の1 (山崎保育園)	85.00㎡
(10) 宮崎市山崎町四郎房902番地の2 (山崎保育園)	198.00㎡
(11) 宮崎市山崎町浜川14番地 (わかば園)	1,671.00㎡
(12) 宮崎市山崎町浜山414番地の10 (わかば園)	692.61㎡
(13) 宮崎市山崎町浜川22番地の1 (阿波岐原通所センター)	1,987.63㎡
(14) 宮崎市山崎町浜川1番地 (あすなろの里)	479.00㎡
(15) 宮崎市山崎町浜川2番地 (あすなろの里)	552.00㎡
(16) 宮崎市山崎町浜川3番地 (あすなろの里)	611.00㎡
(17) 宮崎市山崎町浜川4番地 (あすなろの里)	790.00㎡
(18) 宮崎市山崎町浜川5番地 (あすなろの里)	221.00㎡
(19) 宮崎市山崎町浜川6番地 (あすなろの里)	2,932.90㎡
(20) 宮崎市山崎町浜川13番地の1 (あすなろの里)	134.90㎡
(21) 宮崎市山崎町浜山414番地の12 (あすなろの里)	1,003.00㎡
(22) 宮崎市阿波岐原産母30番地 (あすなろの里)	376.00㎡
(23) 宮崎市阿波岐原産母31番地 (あすなろの里)	1,008.00㎡
(24) 宮崎市大字島之内字井手下7301番地16 (社会福祉法人巴会)	231.22㎡
(25) 宮崎市神宮西1丁目133番2 (社会福祉法人巴会)	362.11㎡
(26) 宮崎市恒久5丁目23番地9 (社会福祉法人巴会)	249.58㎡

(27)	宮崎市山崎町上原1055番地1、1054番地1所在の木造合金メッキ鋼板葺平屋建 山崎保育園1棟		757.50㎡
(28)	宮崎市平和が丘西町14番地1所在の鉄骨、木造亜鉛メッキ鋼板、スレート葺2階建 平和が丘乳児保育園1棟	1階	412.79㎡
		2階	29.40㎡
(29)	宮崎市山崎町浜川14番地、13番地1及び宮崎市山崎町浜山414番地10所在の鉄骨・木造スレート・合金メッキ鋼板葺2階建 わかば園1棟	1階	765.35㎡
		2階	88.56㎡
(30)	宮崎市山崎町浜川22番地1所在の軽量鉄骨造スレート葺平屋建 阿波岐原通所センター1棟		549.85㎡
	鉄骨造スレート葺・合金メッキ鋼板葺2階建 阿波岐原通所センター1棟	1階	361.12㎡
		2階	301.00㎡
	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建窯業室1棟		49.68㎡
(31)	宮崎市山崎町浜川6番地、13番地1及び宮崎市山崎町浜山414番地12所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造スレート・亜鉛メッキ鋼板葺2階建あすなろの里寄宿舎1棟	1階	683.91㎡
		2階	575.00㎡
	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建更衣、ボイラー、洗濯室1棟	1階	49.50㎡
		2階	49.50㎡
	鉄骨造スレート葺平屋建作業棟1棟	1階	258.04㎡
	木造合金メッキ鋼板葺平屋建生活訓練棟1棟		62.52㎡
(32)	宮崎市山崎町浜川6番地、13番地1及び宮崎市山崎町浜山414番地12所在の鉄骨造スレート葺2階建 作業棟1棟	1階	248.64㎡
		2階	248.64㎡
(33)	宮崎市山崎町井ノ添525番地1所在の木造合金メッキ鋼板葺平屋建すてっぷ農園出荷作業所1棟		69.56㎡
(34)	宮崎市神宮西1丁目133番2所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 コーポ希望の杜1棟	1階	187.68㎡
		2階	211.14㎡
(35)	宮崎市大字島之内字井手下7301番地16所在の木造スレート葺2階建 コーポ島之内1棟	1階	60.85㎡
		2階	58.37㎡
(36)	宮崎市恒久5丁目23番地9所在の木造瓦葺2階建 コーポ恒久1棟	1階	104.32㎡
		2階	28.98㎡

- 3 運用財産は基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第27条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きを取らなければならない。

(基本財産の処分)

第19条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、宮崎市長の承認を得なければならない。但し、独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合には、宮崎市長の承認は必要としない。

(資産の管理)

第20条 この法人の資産は、理事会の定める方法により理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、安全性の高い預金又は確実な有価証券に換えて保管する。

(特別会計)

第21条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第22条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決算)

第23条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから理事会の認定を得なければならない。

- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 会計の決算上繰越金を生じた時は、次会計年度に繰り越すものとする。但し、必要な場合には、その全部又は、一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第24条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第25条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第26条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第5章 公益を目的とする事業

(種別)

第27条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 介護予防支援事業
- (3) 日中一時支援事業
- (4) 介護員養成研修事業
- (5) 宮崎市障がい者基幹相談支援・虐待防止センター事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金の処分)

第28条 前条の規定によって行う事業から生じた剰余金は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第2条に掲げるものに限る）に充てるものとする。

## 第6章 解散及び合併

(解散)

第29条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第30条 解散（合併又は破産による解散を除く）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第31条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、宮崎市長の認可を受けなければならない。

## 第7章 定款の変更

(定款の変更)

第32条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て宮崎市長の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を宮崎市長に届け出なければならない。

## 第8章 公告の方法その他

(公告の方法)

第33条 この法人の公告は、社会福祉法人巴会の掲示場に掲示するとともに、官報等に掲載して行う。

(施行細則)

第34条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

### 附 則

この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。但し、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき役員の選任を行うものとする。

理事長 永井 彦熊  
理 事 内村 伸  
    " 井野 忠一  
    " 井野 豊  
    " 足利 武志  
    " 小川 初二  
    " 堀切 正  
    " 中島 邦宏  
    " 富田 裕  
監 事 日高 光男  
    " 森迫 幹雄

この定款は、平成11年3月31日から施行する。

この定款は、平成13年6月12日から改正施行する。

この定款は、平成14年6月21日から改正施行する。

この定款は、平成15年4月25日から改正施行する。

この定款は、平成15年5月28日から改正施行する。

この定款は、平成16年4月1日から改正施行する。

この定款は、平成16年6月1日から改正施行する。  
この定款は、平成16年12月1日から改正施行する。  
この定款は、平成17年1月1日から改正施行する。  
この定款は、平成17年4月1日から改正施行する。  
この定款は、平成18年1月1日から改正施行する。  
この定款は、平成18年6月1日から改正施行する。  
この定款は、平成18年10月1日から改正施行する。  
この定款は、平成18年11月1日から改正施行する。  
この定款は、平成19年4月1日から改正施行する。  
この定款は、平成19年5月1日から改正施行する。  
この定款は、平成19年11月1日から改正施行する。  
この定款は、平成20年6月1日から改正施行する。  
この定款は、平成20年12月1日から改正施行する。  
この定款は、平成21年4月1日から改正施行する。  
この定款は、平成22年2月26日から改正施行する。  
この定款は、平成22年6月1日から改正施行する。  
この定款は、平成22年9月1日から改正施行する。  
この定款は、平成23年3月1日から改正施行する。  
この定款は、平成23年4月1日から改正施行する。  
この定款は、平成23年12月1日から改正施行する。  
この定款は、平成24年3月1日から改正施行する。  
この定款は、平成24年4月1日から改正施行する。  
この定款は、平成25年3月1日から改正施行する。  
この定款は、平成25年4月1日から改正施行する。  
この定款は、平成25年11月1日から改正施行する。  
この定款は、平成26年3月1日から改正施行する。  
この定款は、平成26年4月1日から改正施行する。  
この定款は、平成26年6月1日から改正施行する。  
この定款は、平成27年4月1日から改正施行する。  
この定款は、平成27年6月1日から改正施行する。

#### 定款施行細則

(理事長の職務)

第1条 理事長の職務は、事務決裁規程の定めるところによる。

(常務理事の職務)

第2条 常務理事の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 理事長依命の事項の処理に関する事
- (2) 各施設間の連絡調整に関する事
- (3) 特別昇給の協議に関する事
- (4) 表彰・制裁委員会の指導に関する事
- (5) この他、事務決裁規程の定めるところによる